

## 徳島市農業委員会総会 議事録

1 とき	令和7年3月26日(水) 開会 午後 3時 閉会 午後 4時15分
2 ところ	徳島市役所 13階 大会議室 第一研修室
3 議長	会長職務代理者 植田 美恵子
4 出席者	<p>&lt;農業委員&gt;</p> <p>1番委員 岸本 昇 2番委員 瀬畑 俊夫 3番委員 佐野 泰弘  4番委員 野口 俊廣 5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治  7番委員 宮崎 学 8番委員 久米 裕純 9番委員 川人 泰博  10番委員 佐々木永薫 11番委員 板東美佐緒 12番委員 坂東 賢二  13番委員 石田 幸夫 14番委員 植田美恵子 15番委員 廣瀬 長市  16番委員 谷川 興一 17番委員 鎌田 良仁 19番委員 市岡 沙織</p> <p>&lt;農地利用最適化推進委員&gt;</p> <p>1番委員 武市 直樹 2番委員 安廣 貴明 3番委員 宮本 忠佳  5番委員 長谷川豊司 6番委員 桑野 欣伸 7番委員 宮崎 秀喜  8番委員 原田 和彦 9番委員 井原 一成 10番委員 奥田 雅之  11番委員 松浦 義幸 13番委員 岡田 敏明 14番委員 鈴木 隆大  15番委員 廣瀬 佳輝 16番委員 美間 亮 17番委員 近藤 和隆  18番委員 赤川 勉</p>
5 欠席者	<p>&lt;農業委員&gt;</p> <p>18番委員 政岡 茂</p> <p>&lt;農地利用最適化推進委員&gt;</p> <p>4番委員 山本 美香</p>
6 欠員	なし
7 傍聴者	なし
8 議事	<p>付議案件</p> <p>(全体議案)</p> <p>第1号議案 事務委任に関する協議について  第2号議案 令和7年度の農地利用最適化活動の目標(案)について</p> <p>(農地関係議案)</p> <p>第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について  第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請の審議について  第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について  第6号議案 農地転用の事業計画変更申請の審議について  第7号議案 非農地証明願の審議について  第8号議案 農用地利用集積計画の承認について  第9号議案 農用地利用集積等促進計画に対する意見について</p> <p>報告事項</p> <p>(農地関係)</p> <p>1. 農地法第3条の3規定に基づく権利取得の届出について  2. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について</p>

- |  |  |
|--|--|
|  | <ol style="list-style-type: none"><li>3. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について</li><li>4. 農地法第18条第6項の処理について</li><li>5. 転用制限の例外（法第5条）に係る事業計画書の受理について</li><li>6. 地目変更登記に係る照会に対する回答について</li></ol> |
|--|--|

(開会 午後3時)

事務局 それでは、定例総会を始めさせていただきます。本日の議長は会長職務代理者の植田委員が務めることとなっております。進行をよろしく申し上げます。

議長 ただ今から、令和7年3月徳島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会は、農業委員19名のうち半数を超える18名が出席しており、会議が成立しております。欠席の届出がありました委員は、議席番号18番政岡茂委員です。はじめに、議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。議席番号6番金澤敬治委員と、議席番号15番廣瀬長市委員の両名を指名します。よろしく申し上げます。

それでは、これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしく申し上げます。第1号議案、事務委任に関する協議について審議を開始します。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第1号議案の説明をさせていただきます。議案資料2ページを御覧ください。議案名の後の文章に、令和7年3月18日付け行財発第8号により、徳島市長から協議のあった事務の受任について同意する、と書いてありますが、3ページから4ページにありますように3月18日付けで遠藤市長から事務委任の協議を求められております。先月と同様、同意してよろしいかという議題になります。

5ページの事務委任についてを御覧ください。1、委任事務の概要とありますが、今回は、農用地利用集積等促進計画案の提出等についての事務委任となります。今年の2月10日受付分まで実施しておりました利用権設定事業がいよいよ経過措置も終了し、廃止されて、今後は農地中間管理機構を通じた農用地利用集積等促進計画に一本化されることとなりました。これは、令和5年4月1日に改正施行された農業経営基盤強化促進法により統合されることとなったもので、手続きや流れについては、農地中間管理事業の推進に関する法律、いわゆるバンク法に基づきます。本来、徳島県農地中間管理機構が業務を行うということになりますが、バンク法第19条第1項には、この促進計画を定める場合に市町村等に協力を求めることや、同じく19条第2項には、この資料の、一番下の部分にも参考として載せてありますが、必要があると認めるときは、市町村等に対し、この計画の案を作成し、農地中間管理機構に提出するよう求めることができる、とあります。この度、機構から徳島市長に対して協力依頼があり、一部を承諾した市長から、さらに一部の事務委任があったものです。内容については、3ページの協議文にも書いてあるのですが、次の4ページに表が添付されておりますので、こちらを御覧ください。業務は当委員会と農林水産課に分かれまして、当委員会は(1)、農用地利用集積計画及び促進計画の期間満了となる所有者及び耕作者への更新通知の送付、(2)、所有者及び担い手から提出された促進計画案の受付・作成、(3)、(2)に伴い必要な添付書類の確認という業務になります。

この度、農地中間管理機構がホームページで、計画作成の様式を公表しましたので、ようやく今回動けるようになったところでございます。参考として次の6、7ページに、そのネットのページを載せておりますが、飛ばしまして、この資料の最後の方に、3つ折りにした大きな用紙が2枚ほどありますので、こちらを御覧ください。1枚目が計画書の様式で、2枚目が記載例になります。これは、一般的な様式でございまして、他に期間借地の場合や土地が共有名義の場合は、また違う様式での提出となります。状況によっては、添付資料が必要な場合もございます。この様式の記載内容については、著しく字が小さいので簡単に言いますと、農地の出し手受け手の住所、氏名、連絡先、権利設定を行う農地の地番、地目、登記面積、そして出し手受け手それぞれ

での賃料発生の有無や利用目的、期間、賃借料、支払方法の確認となっています。また、一番最後につけてある普通サイズのA4の資料は、耕作者が地域計画の目標地区に位置付けられていない場合に必要になってくる様式で、経営状況を記載する様式になっています。おそらく、これも割と必要になってくるのかなと思います。

資料戻りまして、6ページを御覧ください。これが中間管理機構である徳島県農業開発公社のホームページの該当ページですが、先ほど説明した様式が黄緑の蛍光ペンで塗っている部分の様式で、その他7ページにかけまして色々と様式を公開しておりますので後ほど御参照ください。

今回、利用権設定等促進事業が廃止されてバンク法に基づく手続きに統合したわけですが、事務局としては、これまでの事務内容とさほど変わらないことや、これまでの利用権設定の窓口として業務を行ってきたことに加えて、窓口の一本化を図ったほうが利用者の利便性が高いことなどから、これらの事務委任については、受任する方向で考えております。なお、受任年月日については、2ページに記載のありますように、明日、3月27日の予定にしております。また、農用地利用集積等促進計画の許可・公告事務については、法律上は県が行うことになってますが、権限移譲を受け、市長つまりは農林水産課が行う予定となっております。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 　ただ今、事務局より説明がありましたが、この件について、委員の皆様の御意見・御質問はありませんか。

谷川委員 　この様式について前みたいに農協や委員に配布しないのか。

事務局 　農地中間管理機構が新しい様式をなかなか作成出来なかったため、準備が出来ていませんが、準備が出来次第送付する予定です。

議長 　それでは、採決いたします。第1号議案の事務委任に関する協議については、原案どおり承認することに異議はございませんか。

全委員 　異議なし

議長 　異議がないということですので、第1号議案については、原案どおり承認することに決定いたしました。続きまして、第2号議案、令和7年度の農地利用最適化活動の目標について、審議を開始します。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 　第2号議案の説明をさせていただきます。議案資料8ページを御覧ください。今年も、国からの通知（農業委員会による最適化活動の推進等について）に基づいて、令和7年度の目標を定めるものでございます。各目標値の設定方法については、令和6年度の目標設定と変わりありませんので、具体的な目標数値を入れた、次ページ以降の別紙様式1を説明させていただきます。10ページからが目標の設定となりますので、ここから説明します。

1、最適化活動の成果目標、(1)農地の集積ですが、認定農業者等の担い手にどれだけ農地が集積しているかという現状と課題です。現状の管内の農地面積(A)は、2,980ヘクタールで、これまでの集積面積(B)は904ヘクタール、担い手への集積率は30.3%となっています。課題は、農業従事者の高齢化や後継者不足により担い手が減少し、農地の集積率を上げていくのは難しい状況である。担い手の確保とともに、

地域計画の話し合いも活用し、規模縮小農家と拡大希望者のマッチングを進めていく必要がある、としております。②目標については、表の1段目、目標年度が令和11年度、集積率が67%というのは、基盤法に基づく県の基本方針に合わせており、集積率を11年度までに67%にまであげるという計画で、これは毎年同じです。表の集積率の下に前述と同じ農地面積2,980ヘクタールの記載がありますが、この面積の集積率67%は、1,997ヘクタールとなりまして、先程のこれまでの集積面積904ヘクタールを、令和11年度末までの今後5年間に1,997ヘクタールとするという目標となり、5年間で割ると、令和7年度の新規集積面積の目標については、表の2段目の左側のように219ヘクタールとなります。目標を達成すると、7年度末の集積率は37.7%になります。

続いて(2)遊休農地の解消について、現状は、令和6年度の1号遊休農地面積で、47ヘクタールとなっています。課題は、燃料費・生産資材の価格高騰による農業経営の圧迫や、農業従事者の高齢化・後継者不足により、遊休農地の増加が懸念される。引き続き遊休農地の発生防止や早期発見に努めることが必要である、としております。②目標のアのa、緑区分、つまり草刈り程度で解消するレベルの遊休農地の解消目標については、令和3年度の利用状況調査の20ヘクタールを5年間で解消することとなっており、解消目標は前年度と同じ4ヘクタールとなります。次のb、黄区分、基盤整備を要するものについては、市農林水産課及び農地中間管理機構と協議を行い、基盤整備事業を視野に入れた工程表を策定することを目標として設定すること、としております。またイについては、前年度に新規発生した遊休農地を全て解消することを目標とすることとされていますので、令和6年度に新規発生した9ヘクタールを記載しております。

11ページをお願いします。(3)新規参入の促進については、①で令和4年度から3年間の実績を記載しております。課題は、農業の担い手が減少している中、意欲ある担い手を確保するため、新規参入希望者への農地情報の提供や経営相談などにより新規就農を促進する必要がある、としております。次の②の目標は、令和4年度から3年間の権利移動面積の平均の1割以上について、新規参入者への貸付け等を行うことに対する同意を得た農地をとりまとめて公表するということになっておりますので、目標は12.2ヘクタールになります。

続いて、2番、最適化活動の活動目標ですが、(1)委員等の活動日数の目標については、前年度と同じ7日としております。(2)につきましては、活動強化月間として、地区相談を行う6月、農地利用意向調査の未回答者への聞き取りを行う10月、また、地域計画座談会を実施すると見込まれる1月を強化月間に設定しております。(3)の新規参入相談会への参加目標については、6月開催の地区相談会が新規参入の相談も受け付けることから、これを位置づけることとしております。第2号議案についての説明は以上です。

議長 　ただ今の説明につきまして、御意見・御質問等はありませんか。  
それでは、御発言がないようですので、採決いたします。本案件につきまして、原案を令和7年度の目標とすることに異議はございませんか。

全委員 　異議なし

議長 　それでは、第2号議案、令和7年度の農地利用最適化活動の目標については、原案のとおり設定することに決定いたしました。

続いて第3号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。事務

局より議案の説明をお願いします。

事務局        それでは第3号議案、農地法第3条の規定による許可申請について御説明します。議案書1ページを御覧ください。全ての申請について法定の添付書類は整っております。

農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われ、耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後84aに至り、譲受人は対象地において、ニンジンの栽培を行うとのことです。

2番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後14aに至り、譲受人は対象地において野菜の果樹の栽培を行うとのことです。

3番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地5筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後32aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。

4番と5番は、譲渡人から譲受人へ、農地の相互交換で、それぞれ農地1筆の所有権を移転するものです。4番の譲受人の耕作面積は許可後796aに至り、譲受人は対象地において、ジャガイモ、タマネギ、ホウレンソウ等の野菜の栽培を行うとのことです。5番の譲受人の耕作面積は許可後37aに至り、譲受人は対象地において、野菜のジャガイモ、タマネギ、ホウレンソウ等の栽培を行うとのことです。

6番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止による売買で、農地9筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後49aに至り、譲受人は対象地において、ブロッコリーの栽培を行うとのことです。なお、本案件は令和7年1月に3条許可した新規就農者で、本人の申請によって、許可を一旦取り消して、今回再度申請許可を提出したものであるため、新規就農面談は実施していません。

7番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後483aに至り、譲受人は対象地において水稻の栽培を行うとのことです。

8番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地2筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後46aに至り、譲受人は対象地において、牧草の栽培を行うとのことです。

第3号議案は以上8件で、対象地は、田11,678.59㎡、畑4,348㎡、合計16,026.59㎡です。御審議をよろしく申し上げます。

議長        事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御意見がないようですので採決いたします。第3号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員        異議なし

議長        異議がないということですので、第3号議案については全案件を許可することに決

定いたしました。続きまして、第4号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局        それでは第4号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議について御説明します。議案書3ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。申請人は、所有する農地を専用住宅及び庭園・駐車場他に転用するものです。

なお、申請地は既に転用行為が行われており、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。住宅については、都市計画法施行前からの建物になります。

2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。申請人は、所有する農地を露天資材置場に転用するものです。なお、申請地は既に転用行為が行われており、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

以上、全案件につきましては、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用目的が、駐車場・資材置場となっている案件については、太陽光設備認定をとっていないことを確認済みであり、転用規模が大規模である1番案件については地区審査を実施しました。

第4号議案は、全2件で地目は、田394㎡、畑1,212㎡で、合計1,606㎡です。転用目的の内訳は、住宅用地1,212㎡、駐車場・資材置場394㎡となります。以上で説明を終わります。御審議をよろしくをお願いします。

議長        事務局からの説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思えます。それでは、1番案件の地区審査に参加していただいた、川内地区の廣瀬委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

廣瀬委員    今月14日、午後1時30分から1番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、石田委員、廣瀬推進委員と私の委員3名、転用者側1名と事務局2名です。

申請地は、川内町沖島にあり、第2種農地に区分されるとのことです。昭和30年頃から宅地となっていました。申請者が相続を受けた際に登記地目が農地のままだったことに気付いたため、現状に合わせるため農地転用をするものです。排水については、既設の浄化槽と集水桝を利用し、南側の水路に放流とのことですが、土地改良区の管轄外のため上申書の提出があります。1番案件はすでに宅地の状態となっておりますが、転用の必要性も認められるため、結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、川内地区の委員は一致して、許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくをお願いします。

議長        ありがとうございました。地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件について申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御意見がないようですので採決いたします。第4号議案の農地法第4条の規定による許可申請については、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第4号議案については、全案件を許可することに決定いたしました。続きまして、第5号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。農業委員会法第31条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、大貝美治委員に御退席をお願いいたします。審議終了後に、入室・着席をしていただきます。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第5号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、御説明します。議案書4ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。使用貸借権を設定し、借人が、農家の世帯分離住宅に転用するものです。

2番の申請地は、公共投資の対象となっている第1種農地に該当しますが、不許可の例外規定である集落接続に該当し、また、農地を分断する恐れはありません。申請地は、50m以内に3戸以上の住宅が連坦していることを現地で確認しております。譲受人は、土木建築業を営んでおり、所有権を移転し、露天資材置場に転用するものです。なお、申請地はハウスがあった際の進入路として一部だけ砂利敷きがあります。

3番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、露天貸駐車場に転用するものです。

4番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、露天貸駐車場に転用するものです。

5番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、露天駐車場に転用するものです。

6番から9番は転用目的が同一であるため併せて説明します。すべての申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、社会福祉法人を営む転用者が社会福祉施設指定障害者支援施設に転用しようとするものです。今回の対象地について、他法令の許認可が必要なものについては、建築指導課をはじめ県市各課に見込みがあることを確認しております。

10番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、露天資材置場に転用するものです。

以上、全案件につきましては、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用目的が、駐車場・資材置場となっている案件については、太陽光設備認定をとっていないことを確認済みであり、転用規模が大規模である2番、4番、5番、6番から9番案件については地区審査を実施しました。

第5号議案は全10件で、地目は、田13,049㎡、畑579㎡で、合計が13,628㎡です。転用目的の内訳は、住宅用地449㎡、駐車場・資材置場4,995㎡、その他8,184㎡となります。以上で説明を終わります。御審議をよろしくをお願いします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。

それでは、2番案件の地区審査に参加していただいた、八万地区の長谷川推進委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

長谷川推進委員 今月17日の午前10時より、2番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、私と転用者側3名、事務局2名の6名です。

申請対象の農地は、八万町法花にあり、第1種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、所有権を移転し、露天資材置場に転用しようとするものです。造成はせずに整地のみで、既設のコンクリート土留めがない南側にコンクリート土留めを新たに設置します。排水については、雨水のみで地下浸透させる計画で、地元土地改良区の意見書が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。続きまして4番と5番案件の地区審査に参加していただいた、応神地区の坂東委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

坂東委員 今月14日の午前9時より、4番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、岡田推進委員と私の委員2名と転用者側1名、事務局2名の5名です。

申請対象の農地は、応神町東貞方字西川淵にあり、第2種農地に区分されるとのことです。

今回の申請は、所有権を移転し、譲受人が露天貸駐車場に転用しようとするものです。造成について、盛土はせずに整地のみとなります。排水については、雨水のみであり、地下浸透させる計画で、地元土地改良区の意見書が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、応神地区の委員は、一致して許可はやむを得ないと判断しました。

続きまして、5番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、岡田推進委員と私の委員2名と転用者側1名、事務局2名の5名です。

申請対象の農地は、応神町東貞方字西川淵にあり、第2種農地に区分されるとのことです。

今回の申請は、所有権を移転し、譲受人が露天駐車場に転用しようとするものです。造成について、盛土はせずに整地のみとなります。排水については、雨水のみであり、地下浸透させる計画で、地元土地改良区の意見書が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、応神地区の委員は、一致して許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。続きまして6番から9番案件の地区審査に参加していただいた、国府地区の谷川委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

谷川委員 先月12日の午後2時30分から、6番から9番案件で地区審査を実施しましたので報告します。参加者は美間推進委員と私の委員2名、転用者側3名と事務局4名の合計9名です。

申請地は、国府町矢野字溝添にあり、第2種農地に区分されるとのことです。申請者は申請地の所有権移転を行い、社会福祉施設指定障害者支援施設に転用するものです。転用者は、板野郡松茂町で障害者支援施設の経営を行っており、既存の施設では

南海トラフ巨大地震に対応できないため、津波被害の影響がなく、近隣に障害者施設が点在しそれらと連携しやすい申請地を転用しようとするものです。造成については、接している道路と同じ高さにするとのこと。排水については、施設内を3つの流域に分けてそれぞれで傾斜をかけて3つの流域に一つずつ集水桝を新設して排水路を3か所で接続する計画で、地元土地改良区からの意見書が提出されています。進入路は北側の既存の市道から出入りを行い、安全対策も十分に行う予定です。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題なく、国府地区の委員は、一致して、許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件について申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御意見がないようですので採決いたします。第5号議案の農地法第5条の規定による許可申請について、1番と3番から5番、10番案件を許可し、2番と6番から9番案件を許可相当として県に諮問することに異議ございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第5号議案については、1番と3番から5番、10番案件を許可し、2番と6番から9番案件を許可相当として県に諮問することに決定いたしました。参与制限により、退席されている委員が着席するまでお待ちください。

続きまして、第6号議案、農地転用の事業計画変更申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第6号議案、農地転用の事業計画変更申請について御説明します。議案書6ページを御覧ください。

1番は、露天資材置場として許可していたもので、変更内容は土地利用計画図の造成について、土砂を仮置きするためにコンクリートブロックで囲った穴を設置、また、新たに水道を引き込み、手洗い用の蛇口を設置するように変更するものです。変更理由としましては、当初は土砂を平置きする予定でしたが、雨で流れないようにするため穴を設置、また、手洗い用の蛇口が必要となったためです。申請地は既に転用行為が行われており、農地法の手続きを事前にとらなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

以上、本案件につきましては、今回の変更に伴った資料一式が提出されており、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われま。

第6号議案は、1件で、地目は田のみ714㎡、転用目的の内訳は、駐車場・資材置場になります。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので採決いたします。第6号議案の農地転用の事業計画変更申請については、本案件を承認することに異議ございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第6号議案については、本案件を承認することに決定いたしました。続きまして、第7号議案、非農地証明願の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第7号議案、非農地証明願についてご説明いたします。議案書7ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に区分されます。申請地は農地であることに気付かずに居宅・倉庫を建設してしまったとのことです。1番は、農地として機能していない状態が継続しており、非農地化の確認資料としましては、平成16年3月9日撮影の航空写真があり、また、現地が非農地化していることを現地調査でも確認しております。

2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に区分されます。申請地は農地法第4条の規定に基づく許可申請の必要な農地であったが、それに気付かずに宅地の一部として利用してしまったとのことです。2番は、農地として機能していない状態が継続しており、非農地化の確認資料としましては、平成8年4月13日撮影の航空写真があり、また、現地が非農地化していることを現地調査でも確認しております。

第7号議案は2件で、対象地は、田33㎡、畑654㎡、合計687㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので採決いたします。第7号議案の非農地証明願については、全案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第7号議案については、全案件を非農地と承認することに決定いたしました。続きまして、第8号議案、農用地利用集積計画の承認についての審議を開始します。なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。農業委員会法第31条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、岸本昇委員、佐野泰弘委員、野口俊廣委員、大貝美治委員、谷川興一委員に御退席をお願いします。審議終了後に、入室・着席をしていただきます。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第8号議案、農用地利用集積計画について御説明します。議案書8ページを御覧ください。全ての申請について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項により従前の例によるとされた、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われます。

今月は、新規設定が32件、再設定が54件で合計84件となっており、そのうち、賃貸借権が60件、使用貸借権が24件となっております。なお、3番について、新規就農面談を行いました。また、42番については、農地中間管理機構を通じて賃貸借権の設定を、69番については、農地中間管理機構を通じて使用貸借権の設定を行

ないました。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番から6番が、多家良地区8筆・6件、7番から17番が、勝占地区31筆・11件、18番が、八万地区10筆・1件、19番から23番が、上八万地区7筆・5件、24番が、入田地区2筆・1件、25番から29番が、不動地区11筆・5件、30番から36番が、応神地区23筆・7件、37番から57番が、川内地区34筆・21件、58番から79番が、国府地区59筆・22件、80番と81番が、南井上地区4筆・2件、82番から84番が、北井上地区7筆・3件となっております。

利用権設定については以上で、田123筆142,248.82㎡、畑73筆78,938.48㎡の合計196筆221,187.30㎡となります。第8号議案の農用地利用集積計画についての説明は以上です。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、新規就農面談を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思えます。それでは、3番案件の新規就農面談に参加していただいた、多家良地区の安廣推進委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

安廣推進委員 今月14日の午前10時から3番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は岸本委員、瀬畑委員、武市推進委員と私の委員4名、借受人1名、事務局2名の7名です。

借受人は、この度申請地で、果樹の栽培を計画しております。借受人は、以前から興味があった果樹栽培を始めるため、かんきつアカデミーで、一年間、果樹の栽培について学び、また、2年前から、11月、12月には、みかんの収穫のアルバイトをしています。

申請地では、すだちの木が植わっていましたが、既に枯れた状態であるため、みかんの苗木を植え、いちから栽培し、かんきつアカデミーで学んだことをいかしながら、周辺の農家に指導していただきながら、栽培していく計画です。農機具に関しては、必要最低限のものをこれから準備していく予定とのことです。

結論として、今回の新規就農計画等に問題はなく、多家良地区の委員は一致して、問題ないのではないかと心証を持ちました。報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。新規就農面談に参加されました委員さんからの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので採決いたします。第8号議案の農用地利用集積計画については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第8号議案については全案件を承認することに決定いたしました。参与制限により、退席されている委員が着席するまでお待ちください。続きまして、第9号議案農用地利用集積等促進計画に対する意見についての審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第9号議案、農用地利用集積等促進計画に対する意見について御説明しま

す。議案書21ページを御覧ください。

本案件は、農用地利用集積等促進計画について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に基づき、農地中間管理機構である、公益財団法人徳島県農業開発公社から、意見を求められているものでございます。

1番から4番、6番から8番の設定を受ける者は、同条第5項第2号イ権利設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる及び第2号ロ権利設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるの要件について、全て満たしていると思われま。また、5番の設定を受ける者は、同条第5項第2号イ権利設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる及び同条第5項第3号イ権利設定等を受ける者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれる並びに第3号ロ権利設定等を受ける法人の業務執行役員等のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められるの要件について、全て満たしていると思われま。

今回、設定しようとしている土地は、田27筆28,400㎡、畑9筆9,277㎡の合計36筆37,677㎡になります。第9号議案の農用地利用集積等促進計画に対する意見についての説明は以上です。御審議をよろしくお願ひします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので採決いたします。第9号議案の農用地利用集積等促進計画に対する意見については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第9号議案については全案件を承認することに決定いたしました。引き続き、農地関係の報告事項に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは報告事項について説明します。議案書23ページから25ページを御覧ください。1番は、農地法第3条の3の規定に基づく権利取得の届出についてです。相続による権利取得7件受理しました。

議案書26ページを御覧ください。2番は、農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出についてです。5件受理しました。

議案書27ページと28ページを御覧ください。3番は、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用の届出についてです。10件受理しました。

議案書29ページを御覧ください。4番は、農地法第18条第6項（合意解約）の処理についてです。2件受理しました。

議案書30ページを御覧ください。5番は、転用制限の例外（法第5条）に係る事業計画書の受理についてです。1件受理しました。

議案書31ページを御覧ください。6番は、地目変更登記に係る照会に対する回答についてです。1件回答しました。今月の報告事項の説明については以上です。

議長 報告は以上ですが、何か御意見等はございませんか。

それでは、以上をもちまして、令和7年3月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。次回は4月28日月曜日の開催予定となっておりますので、よろしくお願い致します。ありがとうございました。